

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
株 式 会 社 C a s a
代表取締役社長 宮 地 正 剛

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年4月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時

2. 場 所

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

決 議 事 項
第1号議案
第2号議案
第3号議案
- 平成30年4月25日（水曜日）午前10時

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

第5期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

剰余金の処分の件
補欠監査役1名選任の件
取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 - ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、継続する政府の各種政策の効果もあって、個人消費の緩やかな持ち直しの動きや企業収益が改善するなど、回復基調が続いており、先行きにつきましても穏やかな回復が続くことが期待されております。

住宅市場につきましては、新設住宅着工件数は全体で見ると減少の動きの中で、貸家着工件数につきましては、平成27年11月以降増加の推移でしたが、平成29年6月から7ヶ月連続の減少となりました（国土交通省：平成29年12月分建築着工統計調査報告）。

このような事業環境の下、当事業年度におきましては、「集金代行」と「家賃保証」をセットにした不動産管理会社向けサービス「Casaダイレクト」の販売拡大や自主管理家主向けサービス「家主ダイレクト」の販売拡大に取り組んでまいりました。

平成29年5月には、IT技術を活用して賃貸物件を管理できる“手のひらサイズ”の賃貸管理システム「大家カフェ」のリリースや当社の契約者に向けた旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報、及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始しております。

また、WebCMによる広告宣伝活動やホームページの全面リニューアルを行いブランディングの強化にも努めてまいりました。

こうした取り組みの結果、当事業年度の売上高は8,293,341千円（前期比3.4%増）、営業利益は1,166,856千円（同0.2%減）、経常利益は1,212,170千円（同4.0%減）、当期純利益は744,840千円（同17.8%増）となりました。

なお、のれん償却費を販売費及び一般管理費に261,900千円計上しております。

※当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、38,690千円であります。

その主なものは、会計システムの機能追加及び家主向け不動産管理支援サービスのシステム開発であります。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所市場第二部への上場に伴い、平成29年10月30日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、220,000株の新株式を発行し、464,442千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (平成27年 1 月期)	第 3 期 (平成28年 1 月期)	第 4 期 (平成29年 1 月期)	第 5 期 (当事業年度) (平成30年 1 月期)
売 上 高 (千円)	6,389,755	7,139,646	8,022,013	8,293,341
経 常 利 益 (千円)	1,615,066	1,700,830	1,263,094	1,212,170
当 期 純 利 益 (千円)	1,219,993	875,032	632,522	744,840
1 株当たり当期純利益 (円)	234.61	168.28	121.64	141.69
総 資 産 (千円)	10,262,334	11,083,683	10,912,072	11,764,412
純 資 産 (千円)	3,628,147	4,503,179	5,135,702	6,344,447
1 株当たり純資産額 (円)	697.28	865.56	987.20	1,170.23

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く外部環境では、出生率の低下に伴い、我が国の総人口は、減少しておりますが、賃貸不動産に入居する単身・夫婦のみ世帯は増加しており、連帯保証を依頼する保証人がいない又は、連帯保証を第三者に依頼したくない賃借人が増加しているため、今後も家賃債務保証マーケットは拡大していくと考えております。

一方、他社との競争の中で、安定した新規契約獲得のための施策として市場ニーズに対応した新商品を継続的に開発・販売するとともに、新たな市場への取り組みにより事業拡大を図ってまいります。

また、ＩＴ環境の進展により、家賃債務保証事業の派生サービスへの展開の可能性が高まっていると考えております。

当社は、家賃債務保証という事業の特性から、継続的に家賃を保証し続ける信用力が重要となります。

そのためには、当社として収益力の持続的向上を通じた磐石な財務基盤の確立並びに会社の将来を担っていく人材育成の強化に努めてまいります。

このため、以下の事項を当社が対処すべき課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 既存事業領域における安定した新規契約の獲得

激しい競争環境の中では、継続的に新規契約を獲得することが課題となっており、そのための施策として、既存代理店を通じた賃借人の当社家賃債務保証サービスの利用増や新規代理店の獲得等を推進し続けることが必要であります。

当社では不動産管理会社等のニーズや業務効率改善に寄与する商品提案、決済業務にかかわる運用をシステム連携することによる利便性の向上、口座振替による家賃決済や家賃の事前立替払い商品等の提供により、不動産管理会社等の当社商品利用の促進に努めております。

これまでに家賃の集金代行と家賃債務保証がセットになった事前立替型保証商品「Casaダイレクト」、賃貸物件の仲介をネット上で行うポータルサイト「MAPA」、不動産管理会社向けに空室物件への入居促進支援を行う「Casaリーシングセンター」や外国人向け通訳・翻訳の多言語コールセンター「Casa通訳センター」等のサービスを提供いたしております。これらの取り組みの認知度を向上させるためWeb広告や動画広告、その他の集客手段を用いてマーケットでの認知度を向上させいく方針であります。

更にサービス領域の拡大のために、入居時の初期費用や家賃等の支払における決済手段の多様化や電力の自由化に伴い親和性が高い電気料金と家賃の支払を一本化したサービスを提供してまいります。

上記の施策を実行することで新規契約獲得の増加を図ってまいります。

② 新たな市場の開拓

不動産管理マーケットは競争が激しく、新たな市場の開拓が課題となっております。家賃債務保証マーケットの中でも自主管理家主マーケットは競合が少なく未開拓であります。当社は集金代行（事前立替型）、家賃債務保証及び賃貸物件で孤独死等が発生した場合に備えた保険サービスを組み合わせた自主管理家主向け商品「家主ダイレクト」及び「空室対策」×「家賃決済」×「リフォーム」をコンセプトにＩＴ技術を活用した賃貸物件不動産管理支援サービスシステムの「大家カフェ」を開発し提供を開始しています。各種媒体を活用した広告宣伝の施策により自主管理家主の認知度向上のためのマーケティングが必要と考えております。そのため、Web広告や動画広告、セミナーその他継続的な集客手段を用いて利用促進を図ることにより、新規開拓を進めてまいります。

③ ＩＴプラットフォーム化の推進による事業の育成

不動産管理マーケットは競争が激しく、新規サービスの育成が課題となっております。

当社では、新規サービスとして自主管理家主向けに「大家カフェ」、入居者に対しては旅行、買い物、飲食、料理レシピ等の情報及び割引サービスを提供する「入居者カフェ」のサービス提供を開始し、自主管理家主、入居者の満足度向上に努めております。「入居者カフェ」は平成29年5月リリース後、会員数は順調に拡大しております。更に会員数を拡大させるためにサービスメニューの拡大を図ってまいります。

今後は、不動産管理会社マーケットでの実績を事業基盤とし、自主管理家主マーケットを開拓するとともに、新規サービスとしてＩＴ技術を活用して、「大家カフェ」の利用者である自主管理家主及び「入居者カフェ」の利用者である賃借人の入退去情報、支払い履歴等、並びに弊社の代理店である7,556社の不動産管理会社等の取引履歴、物件情報等の情報を蓄積するＤＭＰプラットフォーム「Casa Cloud」（特許出願済）を活用して賃貸物件を探したい個人と賃貸物件の空室を埋めたい家主等のニーズのマッチングプラットフォームを構築したいと考えており、これに対する新基幹システムの構築を図って行く方針です。

④ 磐石な財務基盤の構築

当社は、家賃債務保証という事業の特性から、継続的に家賃を保証し続ける信用力が重要となります。

信用力向上のためには、健全かつ継続的な成長による磐石な経営基盤・財務基盤の構築が重要であると考え、新規契約獲得による安定した収益確保、蓄積してきた審査データベースを活用した審査体制の強化、債権管理体制及びリスク管理体制の強化に加えコンプライアンス遵守の徹底に努めてまいります。

⑤ 人材の育成

当社は、行動規範に「私たちはお客様の信頼を大切にし、常に誠実に行動します。」と規定し、全てのお客様に対し常に誠実に行動し、ご満足いただけるサービスを提供することが重要であると認識しております。

そのためには、お客様の多様なニーズに対応するために幅広い知識とスキルを持った人材が必要であると考えており、反復的な内部研修はもとより外部機関を使った人材育成研修を行っております。

また、コンプライアンス遵守の行動を徹底しておりますが、他社との差別化に寄与し事業の成長を支えるものは経営資源である人材であると考えているため、今後も引き続き人材の育成に努めてまいります。

⑥ 個人情報保護のための対応

当社では、お客様の個人情報を保有しているため、それらの情報の管理が事業の持続可能性を担保するために、最も重要な要素であると認識しております。当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の認定を受けており、お客様の個人情報の機密性を高める施策を講じておりますが、今後事業が拡大し、規模が拡大するにあたってその管理の質が低下しないよう、規程の厳格な運用を徹底するとともに新基幹システムの開発による情報管理の強化を図ってまいります。

- (5) **主要な事業内容**（平成30年 1 月31日現在）
家賃債務保証事業

- (6) **主要な事業所**（平成30年 1 月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
千葉支店	千葉県船橋市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
岡山支店	岡山県岡山市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

（注）平成29年 4 月15日をもって沖縄支店を大阪支店へ統合いたしました。

- (7) **使用人の状況**（平成30年 1 月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
322（67）名	1名減（17名減）	42.0歳	6.5年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

- (8) **主要な借入先の状況**（平成30年 1 月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	420,000千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	180,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,420,000株
- (3) 株主数 4,544名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アント・カタライザー 4 号投資事業有限責任組合	780,000株	14.39%
リコーリース株式会社	400,000	7.38
株式会社SBI証券	265,900	4.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	250,300	4.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	226,400	4.18
宮地 正剛	195,000	3.60
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	194,400	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	149,400	2.76
日本証券金融株式会社	127,000	2.34
Catalyzer Partners IV, L.P.	104,400	1.93

（注）持株比率は自己株式（51株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成30年1月31日現在)

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成25年10月30日	平成25年10月30日
新 株 予 約 権 の 数		3,360個	1,600個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 336,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 160,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1 個当たり497円	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 500円)	新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間		平成26年5月1日から 平成41年4月30日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,184個 目的となる株式数 318,400株 保有者数 3名(注) 3	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 160,000株 保有者数 2名

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成25年10月30日
新 株 予 約 権 の 数		160個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 16,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1 個当たり1,050円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間		平成27年10月31日から 平成35年10月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名(注) 3

- (注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
2. 平成29年9月12日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。
3. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年1月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	宮 地 正 剛	一般社団法人賃貸保証機構 代表理事
取 締 役	堀 内 宣 治	経営管理部長
取 締 役	川 西 直 人	営業部長
取 締 役	打 込 愛 一 郎	株式会社アイネス常勤監査役
取 締 役	嶋 田 一 弘	
常 勤 監 査 役	奥 敏 博	
監 査 役	宮 崎 良 一	株式会社BridgeConsulting（現ブリッジコンサルティンググループ株式会社）代表取締役
監 査 役	片 岡 義 広	片岡総合法律事務所 所長弁護士

- (注) 1. 取締役打込愛一郎及び取締役嶋田一弘の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役奥敏博、監査役宮崎良一及び監査役片岡義広の3氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成29年4月26日開催の第4回定時株主総会において、新たに嶋田一弘氏は取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 平成29年9月11日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、株式譲渡制限の削除が決議されました。これに伴い会社法第332条第7項第3号により、取締役8名（宮地正剛氏、堀内宣治氏、川西直人氏、打込愛一郎氏、嶋田一弘氏、飯沼良介氏、上田研一氏、加藤拓氏）が当該臨時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任となりました。
 - ③ 平成29年9月11日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、株式譲渡制限の削除が決議されました。これに伴い会社法第336条第4項第4号により、監査役3名（奥敏博氏、宮崎良一氏、片岡義広氏、）が当該臨時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任となりました。
 - ④ 取締役宮地正剛氏、堀内宣治氏、川西直人氏、打込愛一郎氏、嶋田一弘氏、監査役奥敏博氏、宮崎良一氏、片岡義広氏は平成29年9月11日開催の臨時株主総会において取締役又は監査役に選任され、就任いたしました。

4. 監査役宮崎良一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と社外取締役及び社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (うち社外取締役)	5名 (2)	81,690千円 (10,500)
監 (うち社外監査役)	3 (3)	17,100 (17,100)
合 (うち社外役員計)	8 (5)	98,790 (27,600)

- (注) 1. 平成25年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役の員数は、平成29年9月11日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した無報酬の取締役3名（うち社外取締役3名）を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役打込愛一郎氏は、株式会社アイネスの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役宮崎良一氏は、株式会社BridgeConsulting（現ブリッジコンサルティンググループ株式会社）の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役片岡義広氏は、片岡総合法律事務所の所長弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 打 込 愛 一 郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役 嶋 田 一 弘	平成29年4月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
監査役 奥 敏 博	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、証券会社での引受業務、法務及び経理等の幅広い経験と見識を基に、常勤監査役として、当社の経営執行等の適法性やリスク管理体制について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、監査結果の報告及び監査の重要事項の協議等を行っております。
監査役 宮 崎 良 一	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、公認会計士並びに税理士の観点から、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役 片 岡 義 広	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人 トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター作成業務について、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人 トーマツとは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ② 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
- ③ 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ④ コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ⑤ 業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
- ⑥ 法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ② 経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
- ② 『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
- ③ 取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
 - ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ② 内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - ③ 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ④ 監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - ⑤ 会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) **監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役がその職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - ② 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいり所存であります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき44円50銭とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,119,969	流 動 負 債	5,401,957
現 金 及 び 預 金	2,507,492	1年内返済予定の長期借入金	600,000
売 掛 金	1,025,836	リ ー ス 債 務	16,329
前 渡 金	57,350	未 払 金	211,831
前 払 費 用	51,230	未 払 費 用	34,740
繰 延 税 金 資 産	1,682,804	未 払 法 人 税 等	284,941
求 償 債 権	2,853,561	賞 与 引 当 金	143,800
そ の 他	553,285	前 受 金	3,717,134
貸 倒 引 当 金	△1,611,592	預 り 金	392,144
固 定 資 産	4,644,443	そ の 他	1,034
有 形 固 定 資 産	73,397	固 定 負 債	18,007
建 物 附 属 設 備	26,515	リ ー ス 債 務	18,007
工 具、器 具 及 び 備 品	19,904		
リ ー ス 資 産	26,977		
無 形 固 定 資 産	4,284,399	負 債 合 計	5,419,965
の れ ん	4,103,115	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	167,505	株 主 資 本	6,342,609
リ ー ス 資 産	4,833	資 本 金	1,532,221
そ の 他	8,944	資 本 剰 余 金	1,532,221
投 資 そ の 他 の 資 産	286,646	資 本 準 備 金	1,532,221
投 資 有 価 証 券	100,020	利 益 剰 余 金	3,278,286
従業員に対する長期貸付金	150	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,278,286
長 期 前 払 費 用	767	繰 越 利 益 剰 余 金	3,278,286
繰 延 税 金 資 産	13,756	自 己 株 式	△119
破 産 更 生 債 権 等	1,127	新 株 予 約 権	1,837
そ の 他	171,952	純 資 産 合 計	6,344,447
貸 倒 引 当 金	△1,127	負 債 純 資 産 合 計	11,764,412
資 産 合 計	11,764,412		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年2月1日から)
(平成30年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,293,341
売 上 原 価	2,837,473
売 上 総 利 益	5,455,868
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,289,011
営 業 利 益	1,166,856
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	36
償 却 債 権 取 立 益	58,805
償 却 債 権 売 却 益	24,874
そ の 他	2,679
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,269
支 払 手 数 料	4,178
株 式 交 付 費	9,537
上 場 関 連 費 用	22,097
経 常 利 益	1,212,170
税 引 前 当 期 純 利 益	1,212,170
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	580,396
法 人 税 等 調 整 額	△113,066
当 期 純 利 益	744,840

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,300,000	1,300,000	1,300,000	2,533,446	2,533,446	－	5,133,446	2,255	5,135,702
当期変動額									
新株の発行	232,221	232,221	232,221				464,442		464,442
当期純利益				744,840	744,840		744,840		744,840
自己株式の取得						△119	△119		△119
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								△417	△417
当期変動額合計	232,221	232,221	232,221	744,840	744,840	△119	1,209,162	△417	1,208,745
当期末残高	1,532,221	1,532,221	1,532,221	3,278,286	3,278,286	△119	6,342,609	1,837	6,344,447

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 市場価格のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

のれんは、その効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金

賃料保証に係る損失に備えるため、滞納率等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 148,141千円
- (2) 保証債務
賃料保証による保証債務は、次のとおりであります。
賃料保証による保証債務相当額 67,877,005千円
- (3) 貸出コミットメント契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。
この契約に基づく事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 |
| 差引額 | 1,000,000千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,420,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 51株
- (3) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額
該当事項はありません。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成30年4月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	241,190千円	44円50銭	平成30年1月31日	平成30年4月26日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 512,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,119千円
前受金	1,073,917千円
賞与引当金	44,376千円
貸倒引当金	497,685千円
その他	71,297千円
繰延税金資産小計	1,702,395千円
評価性引当額	△5,834千円
繰延税金資産合計	1,696,561千円
繰延税金資産の純額	1,696,561千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を自己資金で賄っております。なお、投機的な取引は行わない方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、不動産管理会社や賃借人等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

求償債権は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引履歴を蓄積し、独自の審査システムを構築することで、信用リスクの定量的な把握・管理を行っております。

投資有価証券は、資本提携を目的とした株式であり、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に投資先の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うとともに投資価値の回収に努めております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限の到来するものであります。借入金は、主にMBO資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後1年以内であります。営業債務、未払法人税等、借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクは、各部門からの報告等に基づき、支払に係る情報を把握し、財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、現金及び預金残高を勘案して管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額」をご参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,507,492	2,507,492	－
② 売掛金	1,025,836		
貸倒引当金（＊1）	△113,317		
	912,518	912,518	－
③ 求償債権	2,853,561		
貸倒引当金（＊2）	△1,498,275		
	1,355,286	1,355,286	－
資産計	4,775,297	4,775,297	－
④ 未払金	211,831	211,831	－
⑤ 未払法人税等	284,941	284,941	－
⑥ 長期借入金（＊3）	600,000	600,000	－
負債計	1,096,773	1,096,773	－

(＊1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(＊2) 求償債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(＊3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③求償債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金及び⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	100,020

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,507,492	—	—	—
売掛金	1,025,836	—	—	—
合計	3,533,328	—	—	—

求償債権は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	600,000	—	—	—	—	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,170円23銭

(2) 1株当たり当期純利益 141円69銭

(注) 当社は、平成29年9月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 3月15日

株式会社Casa

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 辻 隼 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月20日

株式会社C a s a 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	奥 敏博	㊞
監 査 役（社外監査役）	宮崎 良一	㊞
監 査 役（社外監査役）	片岡 義広	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金44円50銭
なお、この場合の配当総額は241,187,731円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年4月26日

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ひろた 聡 (昭和52年7月8日)	平成14年10月 三井安田法律事務所（現 三井法律事務所）入所 平成20年8月 Haynes and Boone LLP入所 平成21年10月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 平成26年4月 株式会社ビーグリー入社 平成27年4月 H C A 法律事務所開所 代表弁護士（現任） 平成27年9月 株式会社ウイルプラスホールディングス社外取締役（現任） 平成28年5月 株式会社Psychic VR Lab 社外監査役（現任） 平成29年5月 株式会社ロコンド社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) H C A 法律事務所 代表弁護士	0株

- (注) 1. 廣田聡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 廣田聡氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 廣田聡氏は、弁護士としての法曹界における豊富な経験および専門的な知識を有しており、さらに、他の企業での社外取締役および社外監査役としての実績を有していることから、客観的かつ高度な視点から監査を行っていただけるものと期待し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 廣田聡氏が当社の社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、定款規定により会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
当社の取締役の報酬等の額は、平成25年12月18日開催の当社臨時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることとし、そのための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は、金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的及び当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し相当と考えられる金額として、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

また、各取締役（社外取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、上記の目的に加え、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役（社外取締役を除く。）は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、60,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 本割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、本割当契約に基づき譲渡制限付株式の割当てを受けた日より3年間以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター



交通 「西新宿駅」 1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）
「都庁前駅」 E5出口より徒歩6分（大江戸線）
「新宿西口駅」 D4出口より徒歩11分（大江戸線）
「新宿駅」 西口より徒歩15分（JR線・丸ノ内線・大江戸線等）
（お車でのご来場はご遠慮ください）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。